

第五十八回
国会

参議院内閣委員会會議録第十号

昭和四十三年四月九日(火曜日)

午時十時四十五分開会

委員の異動

四月九日

辞任

柴田 栄君
館 哲二君

補欠選任

大森 久司君
山本 杉君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

井川 伊平君

委員

石原幹市郎君
八田 一朗君
伊藤 顯道君
山崎 昇君

大森 久司君
熊谷太三郎君
菅野 儀作君
山本 杉君

山本茂一郎君
前川 且君
多田 省吾君
片山 武夫君

木村 武雄君
田中 龍夫君

國務大臣

國務大臣

政府委員

宮内庁次長
皇室経済主管
行政管理局次官

瓜生 順良君
並木 四郎君
森部 隆輔君

事務局側

常任委員会専門員

相原 桂次君

本日の会議に付した案件

○許可、認可等の整理に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

本案は去る三月二十三日、予備審査のため付託されました。

それでは、提案理由の説明を聴取いたします。

木村行政管理局長官。

○國務大臣(木村武雄君) ただいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は臨時行政調査会の意見の趣旨を尊重し、行政の簡素化及び合理化を促進するため、許可、認可等の整理をはかつてまいり、その一環として、第五十五回国会において、許可、認可等の整理に関する法律の成立を見たのであります。

が、さらに同様の趣旨のもとに許可、認可等の整理を行なうため、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

法律案の内容について御説明申し上げますと、第一に、許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものにつきましてはこれを廃止し、第二に、規制の方法または手続の簡素化をはかる

要があるものにつきましては規制を緩和し、第三

に、下部機関において迅速かつ能率的に処理を要するものにつきましては処分権限を下部機関に委譲し、第四に、統一的に処理を要するものにつ

きましては許可認可等を統合することにしたま

した。これによりまして、各行政機関を通じて廃止するもの三、規制の緩和をはかるもの三、権限を委譲するもの一、統合するもの一、計八、関係法律数にしまして七法律を整理いたすことといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(井川伊平君) 以上で本案の説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(井川伊平君) 次に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は去る四日、衆議院から送付され、付託されました。

なお、衆議院におきましては修正議決をされております。その修正点は、お手元にお配りいたしてありますように、附則の施行期日の「この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。」を、「この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。」と修正されております。

なお、提案理由の説明はすでに聴取いたしてあります。

それでは、これより本案の質疑に入ります。関係当局からの御出席は、田中総理府総務長官、瓜生宮内庁次長、並木皇室経済主管以上の方々でございます。

それでは、質疑のある方は順次御発言を願います。

○伊藤顯道君 この法案について二、三お伺いしたいと思いますが、まず総務長官にお伺いいたします。

総務長官は衆議院の内閣委員会に出席の御都合もあって、時間を急がれておるようでありますから、この機会にはほんの二、三点にしましてお伺いしたいと思います。

まずお伺いしたいのは、三十九年五月に国事行為の臨時代りに法律が成立いたしましたので、天皇が海外御旅行なさる場合等は、定められた皇族が天皇にかわって国事に關する行為を代行することができることになったわけですね。そこで、天皇の海外御旅行については何らの支障はなくなつたということになるわけですね。そこで、お伺いするわけですが、天皇の海外御旅行について、総務長官としては基本的にとのようにお考えになっておるか、この機会にお考えをただしておきたいと思

うわけですね。

○國務大臣(田中龍夫君) 天皇の海外御旅行につきましては、ただいまお話しした通りでございます。法制的に申すならば、御旅行が可能ということになるわけではございませんが、今日格別御旅行の御計画もないようには承っております。また、ハワイ島のほうから、陛下に対してぜひとも御来島をという話があるやに仄聞いたしますが、現実には皇太子殿下に對しまして御来島をお願いが出ておるわけではございまして、格別な陛下に對しましての御来島の御依頼でもないようでございます。

○伊藤顯道君 もし天皇が海外に旅行されるということになれば、まず問題になるのはその時期、いつ外遊されるのかという時期がまず第一の問題になろうと思つております。それから外遊されるにはそれ相応の目的がなければならぬと思つております。た

だ漫然とすることなく、何らかの目的が必要であらうかと思うんですね。そういうことで、これらの点については総理府としてはどのようにお考えになっておるか、こういうことを伺いたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 法制的には可能に相なったわけでございますが、しかしながら、現実にはからばどういふ御計画をお持ちであるかという点につきましては、まだ何にもさようなことはございせん。がしかし、今後将来必要な場合も起こるかもしれません、その機会がありますとか、あるいはまたその時期でございすとか、その他いろいろ客観的な条件というものは、いろいろあるであらうと存じますが、今日のところにおきましては、何にもさういふふうな企画というものは持ち合わせておらない、かように思う次第でございます。

○伊藤道雄君 それでは、その詳細についてはまた次長のほうからお伺いするとして、次に一点だけさらにお伺いしたいのは、臨時行政調査会の行政改革に対する意見の中で、特に総理府に緊密な重大関心のある問題を一点だけお伺いしておきたいと思ひます。

それは臨調が「内閣に内閣府を置く。」こと、この勧告をしておるわけですが、そこで、その勧告の内容を見ると、こういうことになっておるわけですね。「内閣府の機関に所屬する職員、人事権は、すべて内閣府の長としての内閣総理大臣にあるものとし、必要の限度に於いて内閣府の国務大臣を長とする行政機関の長に委任する」、こういう意味の勧告をしておるわけですね。この臨調の改革意見をな具体的に読むと、内閣に内閣府を置くこと、それと職員の人事権に対する総務長官のお考えは、基本的にはどういふことなのか。

○国務大臣(田中龍夫君) 内閣府の臨調の御意見に對する総理府といたしましての見解につきましては、私まだよく存じませんので、それはあらためて調査いたしまして御回答申し上げたいと存じます。

それから後段の人事権の問題につきましては、

御案内のとおり、ILO八十七号条約の批准に伴いまして、公務員の人事管理ということが非常に重要性を持つてまいったわけでございますが、人事院というものの公務員に對する保護機能あるいはまた公平機能、これらの機能に對しましては、十二分にわれわれといたしましてこれを尊重し、今後とも人事院の機能を害さないように運営してまいらねばならないと存じますが、その人事管理の面におきましては、国内法の施行とともに、あるいはいろいろの職務の問題、あるいはまた研修の問題、その他諸般の問題につきまして、行制上必要な人事管理の問題を人事局をして行なわしめるといふことに相ならうかと思ひます。

○伊藤道雄君 この問題に關して総理府としては数年前に次のような答へを出しておるわけですね。その内容は、内閣機構の改革問題は内閣の基本問題であるといふこと、それから内閣と総理府が相関連して検討することを要する問題である。したがって早急な回答をいたしたく、目下慎重に検討中という意味の意見を出されておるわけですね。そこでもうすでに数年たつておられるわけであるので、そこで伺ひするわけですが、これ、その当時は慎重に検討するといふことであつたわけですから、慎重に検討した結果については一体どうなつたのか、このことを一べんお伺ひをしておきたい。

○国務大臣(田中龍夫君) その件は、ただいま私にお答え申し上げましたように、数年前におきましてはILO八十七号条約の批准前でもあり、また国内法の問題も施行前でもあり、当初考えられたいわゆる内閣における人事局の問題と人事院の問題との間には、その後いろいろと経緯がございまして、それで御案内のとおりな最終的結論に達したわけでございます。当初のころ、人事院から相当程度の所掌事項が人事局のほうに移る予定でございましたものが、そのまま人事院のほうにずっと残つております関係もございまして、ただいま御質問の点につきましては、あらためてそれを調べましてお答えを申し上げます。

○山崎昇君 ほんとうは宮内庁でもいいと思うのですが、長官おいでですからちょっと時間をもらいたい。

何か聞くところによると、三月の半ばごろに、いま運営しておる新宮殿で多少の事故があつたといふことを聞いておるわけなんです、もしよければ事件の概要やら、その後一体どうなつておるのか、お聞かせを願ひたい。

○国務大臣(田中龍夫君) その点は私自身よく存じませんので、瓜生次長のほうからお答えをしていただくことにいたします。

○政府委員(瓜生順良君) お尋ねの件は、ある新聞に大きく扱われたものですが、三月十四日にあつたこととありますが、これは宮殿のうちの奥宮殿の、つまり御座所になるような場所の柱三本のところに、薄いつ何か刃物でちよつと二、三カ所くらい傷がついて、一本の柱に落書きがしてあつた。この落書きは、これは皇室に對するやうなものではなくて、ある業者に對するのしるをもつてやつておるわけでありまして、共同企業体はその落書きをすぐに消してしまつたので、墨が何かで書いたからすぐ消えてしまふ、薄い刃でちよつとさすのついでに消した部分、これは約一センチぐらいの深さが、二メートルばかり離れますと見えない程度のちよつとしたかすりきずではございますが、大事な場所でありまして、業者としてはそれをすぐに取りかえておる。取りかえるといふのは、柱といひますか、その柱の上に杉の薄板、ベニヤのようなものが張つてあるわけですから、それを張りかえればいいといふので、経済的にはいたしたくないこととございせん。しかし宮殿の工事のときにさういふことがあつたといふことは、非常に遺憾なことでありまして、当日作業員は宮殿に約五百人くらい入つております。ちよつと、たぶんお昼の弁当つかう時間には全部弁当のほうに行つてしまふ。だれもいない。そのときにだれかがいたずらをしたのではないかとさういふふうに見られておるわけでありまして、新聞の記事では、業者間のいざこざかなんて書いてありますが、やはりいろいろな下請の關係なんか入つておりますから、何か言い争ひが何かあつたのじゃないか、想像ですけれども、それで不満を持つておる者がいやらせにちよつとやつたのじゃないか。しかし、だれがやつたかといふようなことは、共同企業体のほうでも調べ、なお皇宮警察のほうでもいろいろ調べています、だれがやつたかは現在のところやりわらない。

この行為としては、あれだけ大きな工事になりますと、普通の民間あたりのいろいろな工事のことを聞きますと、あれだけ大きな工事ですと、さういふやうなことはちよつとあると、まあ共同企業体の人は言つております。宮殿ですから特に問題になつた。じゃあ、いままでそれに似たやうなことがあつたかといふことも共同企業体に聞きました、共同企業体としても、故意にさういふことをしたことはいままでなかつた、これが初めてですといふことを言つておりました。その今度のいたずらは、あとにまでこたえるやうなやう大きなものじゃなかつたのでございまして、しかしながら、その宮殿の工事の中には、たとえば壁面のつずれ織りの大事なものを張つてあります。今後國家の大事な壁面のようなものも入ります。さういふものにもしいたずらされまして、いまの柱にいたずらされたやうな簡単なわけにいきませんので、それで今後さういふことの起きないやうにしよう、共同企業体のほうではさらに警備員をふやしまして、何か十数名ふやして、昼の休みのときでも部屋の中を十分守るといふやうにしております。それから皇宮警察のほうでも、皇宮警察の立場で警備を幾らか強めております。で、さういふことの起きないやうにしよう。一つこころで注意しなければいけないのは、そこに従事しておられる作業員の方の九九%のほとんどの人は、みんなまじめにやつておられる方ですから、さういふ方はいやな感じを手へても、これは作業の上で、今後またさういふことのないよ

際定額を上げていただきたいということでありま

○伊藤道雄君 そこで、戦後の内廷費及び宮廷費の定額についての變遷を調べてみると、昭和二十五年、二十八年がなくて、二十二年から二十九年までは毎年あったと思う。それから三十三年、三十六年、三十八年、三十九年に改定が行なわれておる。それから、四十年には内廷費の増額がなく

て皇族費だけ上がっている。で、今回の増額となつておるわけだ。その理由として、増額するそのつど物価の上昇、それから公務員給与の引き上げ、こういうことが主たる根拠となつておつたようだが、言ひまでもなく、近年の物価の上昇はまことに著しいものがあるようである。また公務員の給与もほとんど毎年上昇しておる。そういうことになると、内廷費及び皇族費は、毎年それに見合ひ改定が行なわれなければならないわけだが、しかし実際にはいまだ言つたように、こういう内廷費については四年ぶりであり、皇族費については三年ぶりというふうに、物価が上昇し、公務員給与は毎年上がっている、そういう情勢の中で、一方は四年、一方は三年というふうに、そのつど上がっていないわけですね。その理由は一体何処にあるのかと、こういう問題が出てくると思つて

です。その点について。

○政府委員(瓜生順良君) この点は、この内廷費の場合、皇族費も同様と思つて、その経理をなさる際に拝見しておりますと、全体の割くらは予備費といふことに一応しておかれる。その他のものはいろいろ経費を予定されておる。まあこの一割程度は予備費、特別の支出がなければ予備費の關係でまかなつておるといふ關係にあるわけでございます。しかしながら、これにつきましても一割以上ずつと上がつておるわけですから、そういう点がどうかという点がございまして、幾らかこの皇室の方の御遠慮のような気持ちもござい

るわけですね。で、節約できるところは節約してやつていこうというふうなお気持ちも察せられておりました。で、そういうふうなこともございまして、少し御遠慮の気持ちがあるに反映をして、われわれも拝見しておつても、もうこちらでやはり上げていただくのが穏当だということでお願ひしたわけでございます。

○伊藤道雄君 皇室経済法の第四條を見ると、「内廷費として支出されたものは、御手元金となるものとし、宮内庁の経理に属する公金としない。」。この明確に出ておるわけですね。御手元金となり公金ではないと、そういう意味づけがあるわけだ、深く具体的に聞かざるわけですが、そこでこの内廷費に占める人件費と物件費の割合は一体どの程度なのか、こういうことだけこの際伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 内廷費の中で占めます人件費の關係ですが、この今度で八千四百万円に増額になりますと、そのうちで二千四百万円、四分の一くらいは人件費になると思ひます。

○伊藤道雄君 いま御指摘申し上げたように、内廷費は天皇一家の私経済になりますから、深くお伺ひしませんが、その一部には、前にもさういふお話を聞いたわけですが、投資信託とか、あるいは株式投資、こういうふうな場合等々を聞いておるわけですが、差しつかえない範圍内において使途等についても伺ひしておきたい。

○政府委員(瓜生順良君) この内廷費の關係で、不時に備えるために、余裕ができましたときには蓄えておられるわけでございます。その最も基礎になつておるものではつきりしてゐるの、ちやうど終戦後、新憲法が公布の際に、皇室財産すべて国有となつたという憲法の条文によりまして、皇室が持つべき財産はすべて国有なんだということになりましたが、当時のGHQ、総司令部のほうで、いわゆる不時の場合のこともあるといふので、その当時株券とか有価証券とか、そういうもので千五百万円だけは不時の用として残された、それが一応基本にあるわけでありまして、それから

減つたりふえたりで、その余裕のあるときには預金のほかには有価証券等を買われて、不時の支出に備えられる。最近で不時の支出で相当出ました場合を申し上げますと、皇太子殿下が御結婚になつた。そういう場合に、国費でまかなわれる部分もございまして、内廷費でまかなわれるのが相当ございまして、そういうときにはさういふところから出しておられます。そういうふうなことでございまして。

○伊藤道雄君 なおこの内廷費で雇用されておるところの掌典とか内掌典ですね。いわゆる言われるところの内廷職員、この内廷職員について一、二点お伺ひしたいのですが、現在何名ぐらいおられるかということ、その職務内容ですね。それと給与の状況は一体どうなつておるか。この三つの点についてこの際伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この内廷職員のうちでおもな者は、この宮中の神事・神さまのこと、神事に携はられる掌典とか内掌典、さういふような人、それから陛下の御趣味としてなさつておられます生物學研究所の仕事でお手伝いをしておられる人、そのほか陛下のごく身のまわりの關係の職務をする人といふので、一応現在二十五人といふこととございまして、さういふような人の給与は、これは国家公務員の給与をきめる基準がございまして、さういふのを一応基準にしまして、その人の経歴等をにらみ合わせながらきめられておるといふこととございまして。

最後に引き上げられておるかどうかということをお伺ひしておきたい。

○政府委員(瓜生順良君) 内廷職員につきましましては、一般国家公務員並みに、それと同じような率で上げておるわけでありまして。

○伊藤道雄君 それと、内廷費が今度上がりまして八千四百万円になるわけですが、さうなると、予備費がある程度いまでも見積つておつたわけですが、どのくらいの見積りになるのか。さういふのをどのようないの使われるのか。さういふいふゆる大まかなところでけつこうですが。

○政府委員(瓜生順良君) やはり一割ぐらゐ予備費に考えられると思ひます。その予備費は、特に予想されない特別のことがある場合といふので、たとえば喪身具のような關係で、一応予想された以上特別のものがあつたといふ場合にさういふものから出る場合もあると思ひます。それから、何か皇太子殿下あたりが海外に御旅行されるような場合に、特別にやはり内廷費から、必要なものがあるといふような場合に考えられたり、さういふようなこととございまして。

○伊藤道雄君 次に伺ひたいのは、皇族費の算出の方法ですが、これは皇室経済法の第六條にも明確に詳細に出ておるわけですが、お伺ひする必要はないわけですが、今回皇族費の定額を引き上げることになつて、このことも皇室経済法施行法の第八條に明確に規定されているといふことになつるかと思ひます。そこで伺ひたいのは、今回の法が成立すると、各皇族別の皇族費はどのような数字になるか。この機会にお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 上がった場合のことを申し上げますと、常陸宮家が千八十万、それから秩父宮家が七百二十万、高松宮家が千八十万、三笠宮家が千六百五十六万と、さういふふうになります。

○伊藤道雄君 先ほどお伺ひした内廷職員と同様に、皇族費でまかなわれている職員があらうかと思ひます。で、現在何名ぐらいおられるのか、

これはこの機会に皇族別に御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 本年の一月末現在のところを見ますと、常陸宮家では四名、秩父宮家で六名、高松宮家で九名、三笠宮家で六名、合計で二十五人の職員であります。

○伊藤道雄君 先般の提案理由の説明によりますと、皇族費における人件費の増加を考慮して皇族費を今回増額する、こういうことの御説明ですが、皇族費に占める人件費の割合は、過去どのようになりましてきたのか、大まかな経緯について承りたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この人件費の割合であります。現在の定額六百二十万の場合ですと、その計算の基礎が三百五十万くらいになります。人件費の割合は、内廷費の場合よりも皇族費のほうが高いわけでありまして。

○伊藤道雄君 次に、お伺いしたいのは、皇族のうちで、皇族費以外のいろいろな収入を得ている皇族がおられると思うのですが、もしそういう皇族がおられたら皇族別に、その可能な範囲で、けつこうですが、概算をお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この皇族費以外に皇族自身としての別の収入という関係でございますが、これはさう多い収入を得ておられる方はごないわけでございますが、たとえば高松宮さんという場合、実際の収入のお入りになるという点では、葉山に家をお持ちで、これを外人に貸しておられるわけですね。それが年数十万円あるということ、それでよく光輪閣の關係は収入があるのではないかと、いろいろにお考えになる方がありますけれども、光輪閣は光輪俱樂部に貸しておられるわけですね。光輪閣をお持ちのために、この固定資産税、それからあの土地の大部分が国有地なものですから、国に対する借地料、そういうものを合算すると、年額六百万くらい払っておられる。その払う分を光輪俱樂部が払っておられるというところで、宮家の収入はないわけですね。それから三笠宮

さんの場合、御本をあらわされたり、それで印税というものが入られたり、そういうのは、それはそのときによつて幾らかずつあります。それからこの女子大学などでオリエンタル史の講師をなさつて、その講義手当、これも月数千円くらいで、さう多いものじゃないと思ひます。さういふものがあるというくらいで、そのほか不時に備えて預金とか有価証券を求めておられれば、それに伴う利子とか配当があるという程度でございます。

○伊藤道雄君 次に、お伺いしたいのは、この法律案は昨年の十二月二十六日の皇室經濟會議で議決がなされておる。本年一月五日に決定がなされて、内閣総理大臣から国会に報告され、さうして提案された、こういう経緯があるわけですが、そこで、お伺いしたいのは、この皇室經濟會議の議事録、これはあるかどうか存じませんが、もしないとしても、ある程度、全然記録がないということでもなからうかと思ひますが、さういふものが當委員會に提出できるのかでないのか、もしあれば、差しつかえなければ提出を求めたい。

それと最近の皇室經濟會議の運営状況は一体どうなつておるのか。この二つの点についてこの機会にお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この皇室經濟會議は非公開の秘密會議なものでございまして、議事録の提出というふうなことは、これは差し控へさせていただきます。

それから議事の運営の状況でございますが、これは総理大臣が議長で、その議員のメンバーは法律にあるとおりですから申しませんが、議員の方から、さういふことについて宮内庁のほうの當局から、さういふことについてさういふ説明があり、それに対して御審議があつて、いろいろ御発言もあつて、それから結論に至るといふふうなことでございまして。

○伊藤道雄君 この皇室經濟會議の第三條を見ますと、「予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。」この点が明確になつておるわけですが、今回は内廷費と皇族費がそれぞれ

増額されようとしておるわけですが、もちろん宮廷費については、別途予算委員會で審議が進められておると思ひます。そこで、お伺いしたいのは、四十二年度の宮廷費を見ると、四十二億五千五百二十二万五千円になつておるわけですね。そこで、四十三年度の分を見ますと、四十億八千四百八十万五千円、前年度に比較してほぼ一億七千四百二十万の減額になつておるわけですね。その減額すること、いまいか悪いといふか、さういふ見方ではなくて、内廷費も皇族費もふえておるといふ、一般の國家予算もふえておるわけですね。さういふ情勢の中で、宮廷費だけは逆に減つておるわけですが、この減額の根拠はどういふことなのかという点なんです。考えられることは、新宮殿に相当の予算がかかつておるが、これは大きなところは前年度に済んだので、一般の予算は上がつておるけれども、相當宮殿造営費が減つたので、結論として減額になつておる、さういふふうな、これは調査の結果でなく、私の推察ですが、さういふことではないかと悪いといふか、さういふことではないかと、現実にみんな物価が上昇し、すべてが上がつておる情勢の中で、ひとり宮廷費だけが下がつておるから、この点、さうと明らかにしておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この宮廷費の減額の点では、いま伊藤先生おっしゃつたのとおりでございます。さういふことで、昨年に比較して一億七千万ばかり減つておられますが、これは皇居造営の關係費で、前年度に比較して十二億五千三百萬といふものが減つておられます。で、さういふ一方、皇室用財産の維持管理費などが十億八千三百萬前年度よりもふえておるわけでありまして、差し引きして一億七千万といふのが減額になつておるといふことでございまして。

○伊藤道雄君 次に、お伺いしたいのは、先ほど総務長官に若干お伺いした天皇の海外旅行についてですが、先ほど御指摘申し上げたように、三十九年の五月に國事行為の臨時代りに關する法律が

成立したと同時に、このことは、今後天皇の海外旅行は、やううとすれば支障は何もないということになつたと思ひます。そこで、お伺いするわけですが、現在宮内庁としてはどのように考へておられるのか、まずこの点からお伺いしておきたい。

○政府委員(瓜生順良君) 天皇陛下の海外の御旅行については、いまおっしゃいましたように、國事行為代行法もありませんから、以前から見るとさうむずかしいふうにはなつたわけでありまして、さういふ機会がなくはないけれども、さういふので、さういふ機会がないといふことで、常にわれわれも頭を使つておるわけでありまして、けれども、しかし現在までのところ、特にふさわしい機会というものがまだないものから、実現をしていないわけでありまして。なお、よく皇太子殿下が天皇陛下の御名代で外國のほうへお出になる場合が、その法律ができたあたりからあるわけでありまして、さういふ場合もいろいろ検討いたしましたのでありますが、これは外國から元首が見えた場合の答礼という場合が多いわけでありまして、これについて、ある國へは皇太子殿下が答礼に行かれる、ある國へは天皇陛下がおいでになられるといふふうな、差別をつけることについては、いゝわゆるそこの場合によつて考へなくてはならない、もつともらしい他の理由があればよろしいのでございまして、さういふことがございまして、やはり普通の場合には皇太子殿下が御名代でおいでになるということになつておりますけれども、しかし將來何かいい機会がないだろうかということ、頭は使つておるのでございまして。

○伊藤道雄君 このことについて、昨年、瓜生次長は當委員會で、適當な機会と適當な訪問先があれば天皇にも海外旅行していただくつもりで、現在前向きに検討しておる、さういふ意味の答弁をなさつておるわけですね。そこで、お伺いするわけなんです。それから一カ年経過しておるから、前向きに検討された結果はどうなのかということをお伺いしておるわけですね。

五

○政府委員(瓜生順良君) その後、特に天皇陛下がお出かけになればよろしい、ふさわしいというよりな機会がどうもないので、そのままになっておりますが、先ほど総務長官がちょっと触れられました、ハワイに移民百年祭というのがこの六月にあります。それに対しては、ハワイからは皇族の方においでいただきたいということを言ってきたておりますが、しかし、さらにそこには、天皇陛下にきていただければいいわけでも、それは御無理だろうからという遠慮の気味もあって、じゃ、天皇陛下がハワイにおいでになるのはいいかどうかということも検討はしたわけですが、これも、しかし、ハワイはアメリカの一州でありますし、ハワイだけおいでになってお帰りになるというの、やはりどうもいろいろの点で感心しない点がありまして、ワシントンへ行かれて、そのついでにお寄りになるというのならば、これはまあよろしいのですけれども、まあワシントンへおいでになるということも、これはまたいろいろの情勢もございまして、無理だということ、で、実現をしなかつたというわけでありまして、そういうふうな、おいでになるのはいかどるかというふうな点については、前向きには検討しながらきていくわけですが、実現はまだしてないということでございます。

○伊藤道雄君 天皇が外遊されたのは、たしか大正十年であつたと思いますが、皇太子殿下時代にイギリスはじめヨーロッパ各国を六カ月の予定でお回りになったというふうに記憶しておるわけですが、そういうことで、ほかにはなかつたと思うのです。ただの一回であつたと思ふんですが、それと、先ほど御指摘した三十九年五月の国事行為の代行に関する法律が成立した、そういうことで、今後天皇が外遊されるという問題になると、いつも問題になるのは、それではいつという時期が大体問題になる。で、またそのことに関連して、何か目的がないと外国訪問にはならぬのかと思ふのです。そういうことについて、先ほど総務長官にお伺いしたわけですが、具体的に何ら

なかつた。宮内庁としてはこの点についてどうお考えになっておりますか。
○政府委員(瓜生順良君) その目的の点でございますが、陛下のお立場として、やっぱりその国との親善を深める、要するに国際親善ということが目的にならうと思ふます。
○伊藤道雄君 次に伺いたいのは、先ほど山崎委員の御質疑になられた新宮殿に関連してですが、前にも視察の機会があつたし、先般もまた視察してまいつたわけですが、そのことについてお伺いするわけですが、総工費は大体百三十億で三十九年の夏から着工、で、この四十三年、ことしの秋に完工式をあげる見込みである、そういうことですが、三十八年の二月十九日の当委員会、新宮殿の予定完成期日は四十二年三月の十日と瓜生次長から答弁があつたわけですが、そのときの答弁から見ると、それから一年半も時期がおくれているわけですね。そこで伺いたいのは、いろいろ事情があつたかと思ふのですが、一年半もおくられたその理由は一体何処にあつたのか、こゝろいことをこの機会にお伺いしておきたいと思ふます。

○政府委員(瓜生順良君) このおくれましたことは、まあ見込み違いというふうなことももちろんありまして、申しわけないわけでありまして、実際にいろいろ工事に取らかりながら、次の部分についての実施設計をし、それに必要な模型などをつくつて、これでいいかというふうなことを、単なる役所だけでなくて、いろいろの大学その他の研究機関にも委託してやつてもらつたりしながら進んでまいつたわけでありまして、その場合に思つたよりそうした調査、研究にひまどりました。それで、これはやはり長く残る宮殿でありましたので、拙速で自信のないうちに調査不十分のままでやつていくことも、これは感心しないので、やはりその調査ができて、それからそれをしていくというふうなふうに進んでまいつたもので、そのために、初めに考えたよりもよ

い日数を要したのであります。しかし、まあいろいろの調査、研究を積み重ねてずつとやつてまいつておりますので、現在のところでは、でき上がるものについては不安は全然持っておりませんし、この十月一ぱいに工事が完了するといふ見通しは、これも狂いがございせん。したがって、十一月には落成式ということになり得るというふうに考えております。
○伊藤道雄君 予算についてお伺いいたしますが、当初予定されたのは八十億から九十億といふに相当な幅があつたと思うのですが、結論としては約百三十億になつておる。こういうことになる、約四十億もはね上がったおるわけですが、もちろん物価の上昇という事情もあつたかと思うのですが、ただ物価の上昇だけで四十億のはね上がったのか、たとえば計画の一部変更とか、そういう事情もあつたのかどうか、このことについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 物価の値上がりもございまして、いまおっしゃいましたように、設計の変更による増加という部分が相当ございまして。たとえて申しますと、屋根の工事で銅がわらの厚さといふものが、当初の計画では〇・六ミリとしたのを、いろいろさつき申しましたような調査、研究をしながら強度の試験などをやつてまいりました結果、それではやはりひびきが出たりしていけないというので、〇・八ミリにした、厚さをふやしたといふようなこともございまして。それから銅がわらの高さなども、これは十センチメートルから十二センチメートルにこれも高くなつていふようなこともございまして。さうなこともありました。また、いろいろの柱などは、コンクリートの柱の上にウルシ入りの染料を塗つて、そうして仕上げるというふうな初めの考えでしたけれども、その染料を塗つてやつてみますと、やはり長く置きますとひび割れがいつたりする、これはいけないというので、それはやはり銅板を張るというふうに変更になりました。先日ごらんいただきました銅板を張るようになったわけですが、

銅もちょうど値上がりの時期にぶつかりましたので、そういうところでも経費がずつとかかつております。それから材木の関係でありますけれども、材木の関係は、最初には木の値段を市場価格で一応組んであつたのですけれども、いよいよ実際にやつてみますと、現在の市場には長大な木材といふものがないわけですね。したがって、そのためいろいろの山を調査して、あそここの山にあるあの木がいい、あの木がいいといふので、その木を特に切り出していく。そうなりますと市場価格よりもどうしても高いものになりました。しかしこの宮殿の性質上、そうした材木をぜひ使おうというところで経費がふえてきております。

そのほかいろいろ、つづれ織りなんかの織り方を變更するとか、じゅうたんの設計を變更するとかいうように、全般にわたつて質の向上をはかつたものがあります。ちょうど最初に考えたところから見ますと、また、ものによりまして、二、三年のうちにいろいろまたいいものができていふようなこともあつて、やはり現在あるものでいいものを使おうといふようなことになつて上がつた分もございまして。そういうようなことでございまして、最初の見込みから見まして、これも見通しが悪かつたといふふうに批判されても、これもやむを得ないので、相すまないと思つておりますが、しかし、やる以上は恥ずかしいもの、をといふことでやつたので、ついそういうふうな増額になつたわけでありまして。
○伊藤道雄君 この新宮殿については、先般視察の際説明がございましたが、銅とか鉄の第一次産品を除いてすべて国産品でやるということ、それと、いわゆる純日本建築の味を近代工法で生かしたものである、そういう点から、この点から国際建築学界でも相当話題になつておるといふふうに聞いておるわけですが、外国あたりから盛んに視察に来ておる、そういうことも耳にしたわけですが、それらの点についての真相について、この機会に伺つておきたいと思ふます。

銅もちょうど値上がりの時期にぶつかりましたので、そういうところでも経費がずつとかかつております。それから材木の関係でありますけれども、材木の関係は、最初には木の値段を市場価格で一応組んであつたのですけれども、いよいよ実際にやつてみますと、現在の市場には長大な木材といふものがないわけですね。したがって、そのためいろいろの山を調査して、あそここの山にあるあの木がいい、あの木がいいといふので、その木を特に切り出していく。そうなりますと市場価格よりもどうしても高いものになりました。しかしこの宮殿の性質上、そうした材木をぜひ使おうというところで経費がふえてきております。

○政府委員(瓜生順良君) 宮殿の設計そのものも、日本の宮殿の伝統を基礎にして設計をされているわけですが、しかしながら、伝統を基礎にするが、やはり近代的な感覚にも反しないようにというので、屋根の勾配などはあまり深くなくて、幾らかゆるやかにつくられておるというように点がでておられます。

なお、いろいろの装飾の類も、外国の宮殿によく見るような豪華な装飾ということではなくて、日本的な清楚なさっぱりした装飾というようにことで進んでおられます。したがって、壁面に特に壁画的なつれ織りを置く部屋はそう多くはないと思います。食堂ですとか大広間とか、そういうようなところはございますが、たとえば特に儀式を行なうような部屋などはそういう特別の模様などは張ることにはなっておりません。さっぱりしたのようになっております。そういうような点があります。

なお、使っております材料は国産品で、しかもおおらかな感じ、ゆつたりした感じを出そうというので、設計者の意図もそうでありましたので、使います材料も長大なもの、あまり継ぎ継ぎにならないように、さつと長大なものでやっております。そういうふうなふりにくふうをされております。そういうような点は、やはり非常に日本的なおおらかな感じということになっておるわけでありまして、それから、なお、屋根は銅板でふいておられますが、この屋根の銅板は、明治宮殿の場合ですと、最初は赤い銅板のものでしたが、そのうちに自然に緑青がふいて緑色になってきれいになったのですが、現在の東京の空気ですと、緑青がふきましても黒いような緑青になってしまふ、きれいな色にならない。そこで屋根にふく前に化学的に緑青をふかせるといふ方式を加えたわけですが、先日ごらんになりましたように最初から黒い緑青がふいた色になっている。あれだけ大きな屋根で最初からあんなように緑青がふいた、非常にこうこうしくふいて例というものは外国にもないのだから、どういふふうにやったのかというふうな

照会などもきておるわけでありまして、いろいろまあ現在の日本の科学技術を十分に活用した、近代化ないろいろくふうがされている建築でございます。まして、そういう点では、いろいろな建築界の方も見えまして、まあ大体はおほめをいただいております。次第でございます。

○伊藤道雄君 次に伺いたいのは、皇居造営の資金に充てるために個人または団体から、いわゆる寄付行為があるわけですが、それはもちろん強要にわたったり、宛名、宣伝におおるようなものは一切これを拒否して受けない、そういう規制のもとに今日まで寄付を受けてきたと思うのであります。

そこで、お伺いしたいのは、現在どの程度になつておるかということ、なおこれに関連して、物件については七件で、吹上御所の造営に際して使用したという先般説明があつたわけですが、現在はどうなのかということ、この七件が一体どんなものかということをお伺いしたい。

○政府委員(瓜生順良君) 皇居造営のための寄付金の、この三月末日までに受け付けたものが、現金で八千六百六十九万円になります。これは延べ人員を見ますと七万三千人と、相当多いわけですが、それぞれの誠意に基づく少額のものが多いのでございます。

それから、物件の寄付は、吹上御所の造営の際に受けているのがございますが、これを申し上げますと、たとえば兵庫県のほうから黄龍山石という石の寄付がございました。そのほか、会社方面で、空気清浄施設を寄付されたり、インターホン、それから電気時計ですとか、それからバラの苗を寄付されたとか、そういうようなことになっております。

○委員長(井川伊平君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(井川伊平君) 速記をつけて。
それでは、再開を午後一時とし、暫時休憩をいたします。

たします。

午前十二時休憩

午後一時十七分開会

○委員長(井川伊平君) これより内閣委員会を再開いたします。

午前に引き続き皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○伊藤道雄君 この際、皇室用財産と公用財産ですね。それのごく大まかなところでけつこうですが、ひとつこの機会に御説明いただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) 皇室用財産は、おもなものは皇居、それから御所、それから御用邸、それから御料牧場、離宮、それに陵墓、そういうものでございまして、これは土地として千六百四十八ヘクタールございまして、建物が一十五万四千平方メートルございまして、公用財産というほうは、このいろいろの職員の宿舎と、それから宮内庁の三番町に分室というのがございます。これが公用財産でございまして、公用財産の土地が全体で七万二千二百九十四平方メートル、建物が一萬五千六百五十四平方メートルになります。

○伊藤道雄君 次に伺いたいのは、皇居内の東側地区について、東側地区運営委員会がおりますが、この運営委員会が検討した結果、東側地区については皇居付属庭園として整備していく。そうして、宮中行事に支障のない限り原則として公開する。こういう一応の結論が出たようですが、従来から問題として指摘されているのは、入園料金を取るべきかどうかという点、委員の方々もこの点については相当意見の対立があつたように聞いておる。はつきり言つて、入園料を取るべし、取るべからずと、この二つに分かれておつたように聞いておるわけですが、そこで、取るべしという主張の理由は、管理費がかかるという点、大蔵省と予算折衝するにも料金を取つたほうが都合がいい、こういう理由、それから、取るなという主張

の意味は、皇室がかせぐような形でまずいということ、あるいは入場者が金を払つたのだからという考え方で、かつてに動き回られても困る。こういうふうなことで意見の対立があつたように聞いておるわけですが、それと厚生省の管理の一般公園とは違ふということ、園遊会など皇室の行事にも使われる庭園だから、入園者に対して規制しなければならぬけれども、一般開放の趣旨をいまいにしないように、新宿御苑があります、これは厚生省の所管のようですが、これに準じた方法を検討するということ。それから庭園は皇居付属だが、庭園の警備は入園者の気分をこわさないようにする。庭園の開放目的、こういうふうな点で幾つか項目をあげましたけれども、こういう点で甲論乙駁で、大体ある程度の対立があつたというふうに聞いておるわけですが、これは過去の経緯の一端を申し上げたわけですが、きつても、現在では一体どうなつておるか、まだ未解決の問題もありましたし、これは一般国民に直接関係することが多いと思うので、入園料金を取るかと取らないかということでも、すぐ影響してくるわけですね。こういうことで、国民にとつても身近な問題ですから、この際ひとつ、現在では一体どういふふうになっているのか、ということをお伺いしたい。

○政府委員(瓜生順良君) この東側地区の公開、これはこの十月一日から実施をしようというふうな方針を一応きめております。したがって、それはどういふ方法でやるかということ、一応いろいろ協議をして、方針をおおむねきめております。その結論を申し上げます、いま御指摘の入園料の關係は、取らないという線でございます、これについていろいろ議論のある点は、いま伊藤先生がおっしゃいましたが、外国のほうへ造園部長がいろいろ視察に行った。その結果によりますと、先進国で離宮、王宮などの庭園を公開しておるところ、これは料金を取つていないようでありまして、それから、そういうもの以外でも、たとえば博

物館とか、そういうような公共的な施設については取っていないところのほろが多い。やはり公共的に皆さまにこれを利用してもらうという場合には取らないほうが、これはやはりきれいでいいというふうな結論に達したわけであります。で、ただ無制限にするかどうかという問題ですが、これは料金は取りませんが、その園内に入っておる方の数というものを、その園内を散策しながら楽しめるのに不適当なような、非常に混雑してはいけないうるものですから、おおむねの中へ入っておる人が五、六千人程度にしたいということに、中に入っている人の数を制限をする。それから、なおこういふ人は入っては困るということ

で、これは新宿御苑のほうのいろいろな規定があります。それと大体同じようにしまして、ほかの人に迷惑を及ぼすような物を持ち込んだり、そういうようなまた行為をするような人については、入園をお断りするというような点は、これは一般の原則に従ってやっというところのこととさせていただきます。

それから公開する日は、土曜の午後とか日曜日を休みにしたのじゃ、これはいけないものですが、土曜の午後、日曜日などは公開する。そのかわり月曜と金曜と、当分の間は二日間だけ休みにする。二日間だと多いようだけれども、東側地区の庭園はまだ一〇〇％完成していないのに公開するので、当分いろいろ整備のための日も要するので、当分は月曜と金曜日は休む。なお、年末年始、そういうときは休む、それから宮中の特別の行事、たとえば園遊会等が行なわれる場合、それもその部分を使います場合は、これは休むというふうにいたしまして、その他はできるだけ、公開時間は朝の九時から午後の四時まで、夜はもう入らないようにいたしたいと、こういふふうなふうに考えまして、この十月一日から、宮中行事に支障のない限りは公開するという線で準備をいたしております。

○委員長(井川伊平君) この際、委員の異動につ

いて御報告いたします。
本日、館野二君、柴田榮君が辞任をされ、その補欠として山本杉君、大森久司君がそれぞれ選任されました。

○伊藤道雄君 いま次長からいろいろ詳細に御説明があったわけですが、これはもうほとんど今後変わらな最終決定であるのかどうか。運営委員会は一応の結論を出しますけれども、このことについて最終決定をするのは宇佐美宮内庁長官が最終決定するんだ、そういうふう聞いておるのですが、そういうこともあわせてひとつお答えいただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) 運営委員会のほうの相談の結果は、いま申し上げたようなこととございまして、その要領は、宇佐美宮内庁長官にもお話をし、一応了解を得てあります。しかし、書面ではいゆる決裁をとるということはまだ済んでいないということとさせていただきます。

○伊藤道雄君 なおこの十月一日から公開するということの説明があったわけですが、将来、庭園を運営するにあたっては、民間の有識者にも相談していく方針だということのようですが、もしそうだとすると、民間有識者というのは一体どのような人をいうのか、また、民間の有識者にはもうすでに何回か相談してきたのか、その辺の事情について一応説明をしてください。

○政府委員(瓜生順良君) 民間の有識者に、できれば意見を求めてきめようかというふうなことを特に運営委員会で行ってまいりましたのは、入園料を取るか取らないかというふうな問題、この問題ををそういうふうな方の意見も聞いてきめるのがいいんじゃないかというふうなこととございまして、この結果、やはり先ほど申し上げた結論がいいというふうになりまして、それで、財政当局の大蔵省もそれを了承されたので、特に民間の方に集まっていたいて相談をするという点はないのであります。ただし、一般のいろいろの方の御意見

は常に聞きながら運営には適正を期したいと思っております。

○伊藤道雄君 次に、沼津御用邸について一点だけ伺いたいと思っておりますが、当委員会としても先般視察してまいりましたが、土地については十五万三千五百四十八平米、建物も三千三百六十七平米、樹木三千九百三十九本、こういう相当広い、いわゆる言うところの皇室用財産と現在なっております。海汚染等の理由で、御用邸としては適当でなくなつたということ、その代替として下田御用邸の建築を準備中である。まあ建築というより建設準備でしよ、建設準備が進められていて、そういう事情があるようですが、沼津御用邸については戦後ほとんど使用されていなかったようです。そうだとすると、宮内庁としては、この広大な御用邸を名ばかりの御用邸としておかないで、実際に使われない御用邸をそのままおくことは、いろいろな観点から不経済なものである。十分活用する方法をもっと早目に考慮すべきであつたのではなからうかと、一応そういう考えが出てきまして、戦後ほとんど使っておらぬという、先般、現地での御説明もあつたわけですが、この辺の事情をひとつ御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 沼津の御用邸を戦後ほとんどお使ひにならなかつたと言つてはちよつと言ひ過ぎになるかと思ひますが、戦後、昭和二十七年ぐらまでは相当お使ひになつております。特に貞明皇后さんがおいでになられたときは、よくあそこをお使ひになつておられました。それから二十七年からあとになりますと、昭和二十九年に陛下が行つてお使ひになつております。それから三十七年に皇太子、皇太子妃両殿下がお使ひになつております。非常にお使ひになつていて回数が多いのでございまして。やはり御用邸として適当でない点が出てくるものだから、ついさういふふうになるわけですが、それを、それじゃいつまでも御用邸として、皇室用財産としておくことは適当でないじゃないかという御意見、これは

ごもつともな点でございます。下田のほうに新しい御用邸の用地が確保できれば、この沼津の御用邸は皇室用財産から解除をしまして、これを国有財産、普通財産として大蔵省の国有財産局のほうに引き渡すという方針を立てております。

○伊藤道雄君 そこで、このことについてなお伺ひしますが、沼津御用邸が廃止ということになると、先ほど説明申し上げたこいう広大な敷地、建物、一体どういふことになるのか。現在のよう皇室用財産ならば、当然、宮内庁の所管であるわけですが、もし廃止ということになると、国有財産として大蔵省の所管にならうかと思ひますが、大蔵省の所管になつてしまえば、宮内庁は何も口出しする必要はないという考え方も成り立ちますけれども、ただ単にそういう機械的に扱ふのみならず、いままで御用邸として使われてたところが、あまり問題になるようなことに使われても、宮内庁としてもちよつと問題があるのじゃないかと思うのですが、そういうような事情もあるのか、宮内庁としては一体どういふことを希望しておるか。こいうことについて、この際説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 皇室用財産を解除いたしました普通財産になりましたら、大蔵省のほうの管轄になります。その処分をどうするかというところにつきましては、法律上は宮内庁のほうには何ら権限はないわけでありまして、しかし、この御用邸としての歴史のある土地でありますから、大蔵省のほうでいろいろ考へる場合にも、実際上はある程度の御連絡があることと思つております。で、この御用邸であつたところが、そのあと世間から、あんな変なことに使ふのはおかしいというふうなふうにならないように、できるだけ一般の国民の目から見られてもふさわしい方面に使われるところに処分したいと思つております。なお、これについては静岡県当局とか、沼津市当局も大蔵省と連絡して考えられることと思ひます。

○伊藤道雄君 この沼津御用邸が廃止になると、

先ほど指摘申し上げた下田に戦後初めて御用邸が
できることになろうと思うのですが、これは四十
三年度に七億五千万円の予算を要求しておるの
ですが、この下田御用邸の建設計画について、いま
は土地収用の問題として、土地の収用に全面的に
取り組んでおるようで、またその先、土地が入手
できれば、それからいろいろと建設計画が立つた
かと思うのですが、そういうことでありますけれど
も、すでに建設計画の概要はできておるのかどう
か、そういうこともあわせてこの際伺いしてお
きたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 四十三年度では不動産
購入費としての予算があるだけで、土地を購入す
るだけの予算であります。土地の購入ができてま
す。その土地について、いろいろ地質の調
査、ボーリングなどをいたしまして、そこへどう
いう建物をつくるかというのを具体的に検討を
することになるわけですが、いまのところ、
特にどれくらいのとれとばかり申し上げる
までに固まっておりますが、葉山の御用邸、那
須の御用邸、そういうところを参考にしながら、
それをもっと合理化した御用邸というふうにし
ていきたいと思ひます。予算的には、もし財政事情
が許すならば四十四、四十五、二カ年内で建設が
できたならという腹組みであります。

○伊藤道雄君 新聞報道によりますと、御用邸が
下田に建設されると、付近の海岸は立ち入り禁止
となつて、漁民がノリとか、テングサ等の海藻と
か、あるいは魚介類がとれなくなるので漁民への
影響が相当大きい、そういうことから一部反対の
声もあるように報道しておるわけですが、
これらの点については、先般、沼津の御用邸視察
の際もその説明を承つたわけですが、そういうこ
ととあわせて、そこで一体真相はどこにあるのか
ということを知りたいわけですが。

○政府委員(瓜生順良君) もう現地の漁業組合と
の関係では、御心配いただきますようなことは現
在のところございませんので、とても話が円滑に
進んでいるわけでございます。御用邸が須崎地区

にできましては須崎地区の漁業権については制限
はしない。で、このノリ、テングサをとるという
ことは従来どおりやつて差しつかえない。ただ、
ちやうど須崎のところにそういう舟を入れる舟小
屋があります。それからなおその舟小艇ですが、そ
の舟小艇を引き上げる浜もございまして、御用邸に
なりますところは、そういう舟小艇とか、舟を引
き上げるところは、そういふ舟小艇とか、舟を引
き上げるところではなくなつて、そういう
関係のそれにかかわるべき施設をその近くにづく
る、ちやうど御用邸用地のところより少し南のと
ころにちよつとした浜がございまして。しかし、そ
の浜には山のほうからおりる道もありませんの
で、あまり利用できない、それをそういうところ
をおりられるように道をつくる。それから浜のと
ころが非常に御用邸の須崎に比較しますと、その
浜は幾分か波が打ち寄せてまいりますので、その
先のほうに防波堤をこちらのほうでつくりまし
て、その防波堤の裏に舟を入れて、その砂浜に舟
を引き上げることができるようになりまして、
そういうことをやることになっております。そういう
関係で、漁業組合もそういうふうにしていただい
たいというところで話は円滑に現在進んでおります。

○伊藤道雄君 国有財産中央審議会、こういう審
議会があります。これは下田の須崎半島に御用
邸をつくるべく一応決議された。そういう決議に
基づいて今年度、先ほど御指摘のあつた七億五千
万円は土地購入費というふうな御説明がありまし
たが、こういうふうなところまで進んできたと思
うんですが、この須崎地区では須崎半島の観光開
発を計画中であるということ、それから先ほども
一部申し上げましたが、海岸はノリとか、ワカ
メ、海藻類等の漁業の基地になつておる。こうい
うことになる、漁業あるいはまた生活の保障と
いう問題が出てきます。賛否のいかにかわら
ず、たとえ賛成だからといって、漁業とか生活
に不安を与えることがあつては絶対相ならぬと思
うんですが、そういうことで、この点当然漁業の
そういう面にも影響があるし、生活の面にも当然
補償という問題が出てくるわけですね。こういう

問題については基本的に宮内庁としてはどうい
うふうに考えておるのか。また土地買収を完了した
わけではないので、完全にその計画は詰まつてお
るとも考えられませんが、大方針について
はもうすでにきまつておるようでありまして、
そういう点について伺ひたい。

○政府委員(瓜生順良君) その土地の方々になる
べく御迷惑をかけないようにということで、漁業
関係では先ほど申しましたような施設をすること
によつて、いままでと同じようにやれるようにし
てあげるといふことを考えて、この予算の中にこ
の土地購入費のほかに千百万、漁業補償費があり
ますけれども、そういうものを組んでおります。そ
ういふふうな予算でいろいろ考えていこう。それ
からなおあの付近はやはり観光地でありまして、
須崎地区のあのあたりの方は、よく民宿といひ
まして、いろいろ遊びに来る方の宿をしておられ
る。それもやはり相当いい収入になるわけですが
ら、そういう民宿の収入なんかも減らないように
いふふうなことも考えておられるようです。そ
れについては、先の砂浜のところは海水浴ができ
るようになつたところによつて便利にな
る点がございますが、なお、そのほかに、これは
県当局がやはりあの付近の観光面の施設と開発と
いふことをやろうというので、何か現在いろいろ
地元と相談しております。この土地の買収問題に
ついて、県当局の担当でやつてもらつておるのは
商工部長であります白戸厚さん、この人は元特使
をしていた人でありまして、まあこうしたことも
よくわかつておられるし、もともと自治庁から
入つておられた方ですが、その人が主として当
たつておられますが、商工部の担当の中に観光施
設の開発といふものがありまして、そういうこと
も県のほうでは考へるといふようなことを言つた
りして、地元の方に対してはマイナスにならない
ように、幾らかプラスになるようにといふような
線で考へていこうといふことで、われわれのほう
にも打ち合わせがございしますが、その線をやつて
おります。

○伊藤道雄君 数年前のことですが、当委員会と
して国政調査に行きましたときに、京都御所につ
いても視察する機会があつたわけですが、その際、
宮内庁の出入機関から、京都御所のいづゆる復元
事業についての一応の説明があつたわけですが。そ
の説明によりますと、昭和三十八年十二月ごろに
京都御所の復元計画はもとまつて、六年計画で復
元に着手することであつたわけですが、それか
らみると相当年数がたつておるわけですが、そ
の復元計画は順調に進んでおるのかどうか、現在
はどのようになつておるのか、こういうことにつ
いて承つておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この京都御所の復元、
これは戦時中、京都御所の廊下その他を、万が一
火災になつた場合のことを考慮して、これをこわ
して疎開してしまつたわけですが、したがつて、
京都御所の昔のおもかげがそのまま残つていな
い、だから昔に返そうといふことで、これは事業
といたしましては昨年四十二年度から実施に移つ
ております。で、四十二年度は四千二百萬の予算
でやりました。四十三年度、今年度は一億四千九
百萬、それから四十四年度は一億五千六百萬はか
りかけまして、四十四年度まで三年計画で、特に
目につくところは復元するといふことで、これに
は四十五年、万博なんかで外国のお客も見える
し、相当、御所の見学も多いものですから、目につ
くところだけはひとつ復元しよう、目につか
ない裏のほう、奥のほうは少し残るところがありま
すけれども、これは後年度でさらにやろうといふ
ことでございまして。

○伊藤道雄君 なおこの際、皇族の留学のことに
ついて一点だけ伺ひしておきたいと思ひます
が、三笠宮家の御長男の寛仁親王がイギリスに留
学されることが三月十二日の閣議できまつ
た、そしてこの旨、宮内庁からすでに発表があつ
た、そういうふうな聞いておるのですが、過去にお
いては故秩父宮のオックスフォード大学への留学、
こういうことを聞いておりましたが、その他にも留
学の事例があつたのかどうか、そういうことにつ

いての一応の説明を願いたい。

○政府委員(瓜生順良君) その他の事例を申し上げますと、古いことではございますが、明治十五年から二十四年にかけて内閣宮内親王がフランスに留学をされております。それから明治二十年から二十五年にかけて東伏見依仁親王がやはりフランスに留学されております。それから明治二十二年から二十八年にかけて伏見宮博恭王殿下がドイツに留学されております。それから大正九年から昭和二年にかけて東久邇稔彦王殿下がフランスに留学されております。それから五番目には、いまおっしゃいましたように、秩父宮雅仁親王が大正十四年から昭和二年にかけて英国に留学をされておられるわけでございます。それに次いで今度、三笠宮寛仁親王が留学されるということになっております。

○伊藤頭道君 過去においての例の御説明がございましたが、戦後は、今度行かれれば寛仁親王の場合が初めてであろうかと思ひます。そこで、この機会に皇族の留学について宮内庁としては一体どういふふうに考へておられるのか、基本的な考え方についてこの機会に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 皇族の方は、特に外国の貴賓との御交際を通じて国際親善の面でいろいろ御活動になつておつとめが大切な御仕事としてあるわけでございます。したがつて、国内の御勉強だけでなく、外国でも勉強しておかれることがそうした面におきましては何かと力になられるといふふうに考へられますので、三笠宮寛仁親王につきまして、英国に留学をしたいという御希望もあり、それはけっこうであるというので準備を進めたわけでございます。

○伊藤頭道君 次に伺ひたいのは、宮内庁職員の定員に關係して一、二伺ひたいと思ひますが、昨年七月、宮内庁職員のうち、人事院規則で指定するいわゆる特別職の職員の定員管理の合理化をはかるため、こういう理由で特別職の職員と一般職の職員との定員の細分を廃止したわけですか。そのことについて当委員会が審議したわけ

ですが、その後において特別職職員の定員管理の合理化は予想どおりはなされておられるのかどうか、昨年審議した際に、定員管理合理化をはかるために区別を廃止したということであるから、予定どおりそれがいけば、その点は、その後定員管理についてはそういう合理化がされて、そういう結論は出ておるべきだと思ひますが、そのことについての実情をひとつ御説明願ひます。

○政府委員(瓜生順良君) いまほどの件については、昨年、宮内庁法の改正をしていただきました。で、一般職、特別職を分けて定員をきめていたのを一本にしていただいたわけですが、それによりまして、昨年の七月一日付で女官一名、東宮侍従一名、東宮女官一名、三名の方が任命されております。一方、一般職の定員は三人減つておるというふうに実施をいたしております。

○伊藤頭道君 同じ昨年の七月、宮内庁法の一部改正案が当委員会が審議されたわけですが、宮内庁職員の定員については、長官と宮内庁長官秘書官、侍従長、侍従次長、東宮大夫、式部官長、この定員を除いて総数二百六十六人と規定したわけですか。いま知りたいのは、その充足状況はどうかということですか。

○政府委員(瓜生順良君) 現在の充足状況でございますが、この特別職の關係では、きょう現在ではたしか一ぱいに充足されております。それから一般職の關係では欠員がございまして、全体で千二百二十二名のところ千八百八十九名でありますから、三十三名欠員になつております。

○伊藤頭道君 次に伺ひたいのは、冒頭、総務長官にも伺ひたいと思ひましたが、臨調の行政改革に關する意見についての総務長官の考へを伺つたわけですが、ここではいま次長に伺ひたいと思ひます。職員の人事権についてだけ伺ひたいと思ひます。臨調が内閣に内閣府を置くことを勧告しておつて、その勧告のもとに、「職員の人事権は、すべて内閣府の長としての内閣総理大臣にあるものとし、必要の限度に於いて内閣府の國務大臣を長とする行政機關の長に委任する」、

こういう意味の勧告があつたわけですが、そこで、次長に伺ひたいのは、後段の職員の人事権に對して宮内庁としてはどういふふうにお考へになつておるか、そういうことをこの機会にお伺ひしておきます。

○政府委員(瓜生順良君) この調査会の答申について宮内庁にも意見を求められたことがございまして、その場合に人事権そのものについては差しつかえないのですけれども、しかしながら、人によつては事前に宮内庁に協議しておく、それから人によつてはやはり宮内庁長官の人事権にとどめておいてほしいというように、意見を一通出してあるわけでございます。まあこの問題は全般的の問題としてまだ固まつていないようでございます。

○伊藤頭道君 先ほど御指摘申し上げた臨調の人事権に關する意見に對して宮内庁の意見をお聞きしたわけですが、そこで、宮内庁としては皇室事務を所掌する当庁の特殊性にかんがみ、特別職を含む当庁職員の任命権は必要の限度で宮内庁長官に委任されるよう配慮を願ひ、こういう意味の意見があつたわけですが、これは次長も御承知だろうと思ひます。まあこの点は臨調の答申に對するまたその意見として出されてからも数年たつておるのですね。その点について、一体、人事権はどういふふうになつておるか、まだそのまゝ、ただ宮内庁としてはそういう要望は出したけれども、その要望はそのままになつておるか、あるいは形式的にはこうだが実質的には宮内庁長官に一任されておるか、そういう変化はないのか、依然として固定されておるか、そういうような事情について承知したいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 現在までのところ、その調査会の答申の線に沿つた改正はまだ政府としては行なつていないわけでありまして、したがつて、従前の例によつておつております。で、この一般職の職員につきましては宮内庁長官が人事権を持つております。それから特別職につきましては、特別職のうちで一般官、幹部のほうにつきましては

しては内閣が人事権を持ち、そうでない二級以下のところは内閣総理大臣が任命する、こういう形になつております。しかし、内閣にあるのは内閣総理大臣が任命するといふふうにはなつてはおりますが、その原案は宮内庁から提出いたしました。そして宮内庁の意見に基づいて内閣にあるのは内閣総理大臣が任命をされるという例になつております。まあ將來、改正になります場合も、あるいはその一部分名目的にはこの内閣の長官が出されまして、事実上は十分宮内庁の意向をくんでやつてもらえるものと思ひますが、いずれにしても、まだ実現はいたしていないことでございます。

○伊藤頭道君 そこで伺ひたいのは、いま御説明の中で、特別職のまたその上のほうの面については内閣でやるといふ意味の御答弁があつたわけですが、上のほうはそれで理解できましたが、比較的下のほうについては事実上どうなりますか。特別職といふと大体もう幹部級だと思ひますが、まあいまの御説明で上のほうについては内閣で云々と、その辺はもう少し詳細な御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) その特別職のほうの幹部で一般官以上といひますと、宮内庁長官から侍従長、侍従部長とか、東宮大夫とか、式部官長、その上のほうは内閣閣議で決定して任命する。そのほかの特別職といひますと、普通の侍従ですとか、女官ですとか、東宮職についても東宮侍従とか、東宮女官といふのがございまして、そういう一般のほうの人は閣議ではなくて、内閣総理大臣の発令になつていふふうになつております。

○伊藤頭道君 時間の關係もございまして、最後に一点だけ伺ひたいのは私の質問を打ち切つておきたいと思ひますが、時代の動きにつれて皇室の民主化といふことが強く要請されておるわけですが、そこで宮内庁としては、皇室の民主化について今日まで各方面にいろいろと努力してきたと思ひますが、そこで伺ひたいのは、皇室の民主化のために今日までどのように努力されてきたの

か。ただ努力されてきたというだけでは理解しがたいので、具体的にその点を説明願いたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 現在の皇室が国民と親しみを増していけるということ、これはきわめて大切なことと存じておりまして、両陛下の場合、いろいろな大会などにお出になる場合も、従来ですと、そういうところはお出にならなかったかなというふうな会もまあお出になる。もちろんあまりおかしなところはお出になりません。ですが、ある程度その範囲を広げて考えるとか、それから皇居へ見えて、そして両陛下に会われますが、会われる方の数もふえてきております。ただ一面、御健康に支障があるような、そうあまりひんぱんでもないけないという配慮もいたしてはおります。それから、地方への行幸のような場合、これは常に警察のほうへ希望を述べておるわけですが、やはり警衛ということも大切でありまして、これは両陛下に万一のことがあつてはいけないということではなくて、たくさんのお出迎えが出ておられます、その方々が大量のために列を乱して殺到されたり、けが人が出たりするようなことも考えられるものですから、警衛ということも大切であります。皇室と国民の間にかきをつくるというふうなことになるようにしてほしいというふうなことを警察当局に言っております。そして警察庁長官からの通牒にも、そういう趣旨が冒頭にうたわれておるわけでありまして、したがって、地方へお出かけの場合にいろいろくふうをしていただいております。あるいは一般の国民に迷惑を与えられないようにという点もありまして、自動車の御列の場合に、地方によりまして、陛下の向かい側から来るものととめて、一切、車は通さないというようにしていた地方もある

りますが、道の狭いところはいけません。道の広いところは、反対側の車も通すというふうな緩和していただく、反対側を通りながら手を振つてごあいさつをするというふうなふうになってきておるのであります。それから、皇太子殿下の場合においてもその点と同じようなことであります。が、地方にお出かけの場合に、特別列車でおいでになる場合、これはまあ公式の場合という場合もありますが、普通の場合とはつとめて一般の列車に乗せて行つておられます。陛下の場合におきまして、新幹線の場合は昨年一般の客と混乗という線が出ております。新幹線の前は、特別列車として一般の車に乗らなかつたのでありますが、昨年からまあ車の違う先のほうとか、一般の方も乗つていただけてつこうというふうになっております。が、そういうふうなことで、陛下が、皇族方が、つまり皇室が国民と親しまれて、国民の中にあつて国民とともに進んでいけるというように進まされていくように、待従の仕事の面でわれわれも頭を使つておる次第であります。

【速記中止】

○委員長(井川伊平君) 速記をとめて。

○委員(長井川伊平君) 速記をつけて。

○山崎昇君 それでは総務長官がおいでになりましたので、二点ほどちよつと聞いておきたいのです。実は昨年、吉田総理がなくなつて国葬になつたわけなのですが、その際、閣議決定で国葬が行なわれた。そこでお聞きをしたい第一点は、大正十五年の勅令第三百二十四号で国葬令というのがあるのですが、一体この効力がいまもあるものなのかどうなのかということが第一点。時間の節約上続けて質問しますが、それがまず第一、それから天皇陛下が崩御される場合には、皇室典範等で大喪に服するということになるわけですが、天皇

陛下以外の皇族方がなくなつた場合に、あるいは国葬が行なわれる場合もあると思うのですが、その場合は何に基つてやられるのかということですか。したがって、総理府としては、将来こういうものに備えて、国葬に関する法律を準備される用意があるのか、あるいは内閣において検討されているのか、この点まずお聞きをしておきたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 御質問の戦前の戦前ございましたものは今日はいません。で、今日の、過ぐる吉田前総理等の国葬につきましては、戦後の国政に非常に貢献をなさいました吉田さんの遺徳を国民がしのぶという意味におきまして、閣議の議によりまして行なつたものでございまして、経費を負担したというだけでございまして、それにつきましては強制的な何ものもございせん。

○山崎昇君 したがって、私もやはりこれからはそういう国葬的なものは予想されるわけですね。そういう意味で、国葬に関する法律的なものを整備されるお考えがあるのかどうかということと、それから天皇陛下以外の皇族がなくなつた場合に当然そういうことが起こってくるであろう。そういう場合に、ただ閣議決定だけでやられるのは少し私どもはおかしいのじゃないか、こういうふうな考えておられますので、そういうことも考えられて、いま政府としてはどういう検討をなされておられるのかという点についてもお答えをいただきたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 御皇室の問題におきましては、過ぐる貞明皇后様のとき等においてございましたが、つまり申しますならば、国の経費をもちましていたしましたというだけでございまして、行政的な事実行に過ぎないものでございす。ただいまお話しのような、今後、将来、国葬

の立法化、法制化ということを考えておるかという御質問でございしますが、今日の時点におきましてはまだその問題を考へておりません。

○山崎昇君 いま長官から、行政事実だけであつて、国費をただ出すだけだ、こういうお話なんです。しかし、私はそうではないんじゃないかと思ふのです。少なくとも国民全体をあげて喪に服する場合、そういう場合には、それらしい根拠というものを設けておく必要があるんじゃないか。ただ、そのつどそのつど国費だけ出せばいいというものではないのか。そういう意味で、もう少し政府としてはこういう点について整備する必要があるんじゃないか。たとえばこういう場合はどうか、あるいは天皇陛下以外の皇族の場合はどうするんだとか、こういう点についてもう少し明確にすべきじゃないかと思ふのですが、重ねてこの点をお聞きしたいと思ふす。

○国務大臣(田中龍夫君) お説のごとくに、当然、国葬法といつたようなものも制定を行なうべきでございまして、けれども、まだ戦後におきまして国民感情等が、最近の諸情勢のもとにおきましては、かような国葬法を制定するまでに立ち至つておられないというふうな考え方もございす。いづれはさうなことに相なるだろうと思ひますが、今日の段階におきましては政府は考へておりません。

○山崎昇君 次に、従来、公式制度連絡調査会というのがある、ここで元号であるとか、国旗などについてかなり議論がなされたということを聞いておるのですが、この調査会がその後どういふふうになつておるか、まだ存続するのかどうか。あるいは政府部内でこういう問題についてどういふ討議がなされておるか、この機会に聞いて

ておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま御指摘の公式制度連絡調査会議、これはかつてにおきましては数度開いておるようでございますが、最近はこのを開いておらないようでございます。

○山崎昇君 あれですか、これは将来も存続をさして、引き続き従来から検討されているような問題を検討していくというお考えですか。それともまたあまり用事がないから、この点は廃止をしていくとか、整理をされるときか、どういうお考えなのか聞いておきます。

○国務大臣(田中龍夫君) このいまの公式制度連絡調査会議の問題でございますが、ただいま別にこれを開くというあれもございませんけれども、しかし、御指摘のようないろいろな国の行事、あるいはまた元号の問題、いろいろな立法措置を当然必要とするべきものもあるか存じませんので、現在これをたまたま廃止するということも考えておりません。必要に応じてまたいろいろと検討をお願いし、制度の整備をいたさなくてはならぬかと考えます。

○委員長(井川伊平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方は挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(井川伊平君) 総員挙手と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(井川伊平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

四月四日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十日)

一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則

この法律は、公布の日、昭和四十三年四月一日から施行する。
昭和四十三年四月一日から適用する。

四月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「二十万円」を「二十二万円」に、「九十万円」を「百万円」に、「百三十万円」を「百四十万円」に、「百四十万円」を「百五十万円」に、「百五十万円」を「百六十五万円」に、「百六十五万円」を「百八十八万円」に、「二百二十万円」を「二百五十四万円」に改める。

別表第二号表中「三八七、〇〇〇円」を「四〇六、〇〇〇円」に、「三三三、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「二五二、〇〇〇円」を「二六四、〇〇〇円」に、「一九〇、〇〇〇円」を「一九九、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一五四、〇〇〇円」に、「一二二、〇〇〇円」を「一一八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三八四、〇〇〇円」を「四二一、〇〇〇円」に、「三一八、〇〇〇円」を「三四一、〇〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二九二、〇〇〇円」に、「二二四、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に、「一八〇、〇〇〇円」を「一九三、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階	級	仮定俸給	年額
大將			一、二七三、四〇〇円
中將			九八一、六〇〇円
少將			七六四、二〇〇円
大佐			六四七、四〇〇円
中佐			六一〇、四〇〇円
少佐			四八〇、四〇〇円
大尉			三八八、一〇〇円
中尉			三〇三、二〇〇円
少尉			二六六、四〇〇円
准士官			二三三、八〇〇円
曹長又は上等兵曹			一九三、七〇〇円
軍曹又は一等兵曹			一八四、四〇〇円

伍長又は二等兵曹	一七七、二〇〇円
兵	一五五、八〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「七七、〇〇〇円」を「八一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「九〇、〇〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に、「九七、〇〇〇円」を「一〇二、〇〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七四、〇〇〇円」に、「七四、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に、「五八、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一、一七三、四〇〇円	八三、一〇〇円	一四六、六〇〇円
九八、一六〇〇円	六九、五〇〇円	一二二、七〇〇円
七六四、二〇〇円	五四、一〇〇円	九五、五〇〇円
六四七、四〇〇円	四五、九〇〇円	八〇、九〇〇円
六一〇、四〇〇円	四三、三〇〇円	七六、三〇〇円
四八〇、四〇〇円	三四、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
三八八、一〇〇円	二七、五〇〇円	四八、五〇〇円
三〇三、二〇〇円	二一、五〇〇円	三七、九〇〇円
二六六、四〇〇円	一八、九〇〇円	三三、三〇〇円
二二三、八〇〇円	一六、五〇〇円	二九、二〇〇円
一九三、七〇〇円	一三、七〇〇円	二四、二〇〇円
一八四、四〇〇円	一三、一〇〇円	二三、一〇〇円
一七七、二〇〇円	一二、六〇〇円	二二、二〇〇円
一五五、八〇〇円	一一、〇〇〇円	一九、四〇〇円

(国民年金法の一部改正)

第三条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第六十五条第四項及び第五項中「十二万九千五百円」を「十三万五千五百円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」という。)附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。以下同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く。以下同じ。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十三年十月分以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわな

い。
一 第二号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)以下「法律第八十三号」という。)附則第二條第一項第四号及び第二項の規定を適用しなかつた場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額。以下同じ。にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十二号)以下「法律第八十二号」という。)附則第二條第二号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

給年額とみなして算出して得た年額

三 法律第八十二号附則第二條第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

2 六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第一の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額、同表の第二欄に掲げる金額を加えた額、同表の第三号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第三の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第六の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を、それぞれ退職又は死亡当時の俸給年額とみなす。
3 第一項の普通恩給又は扶助料を受ける者がこの法律施行後六十五歳又は七十歳に達したとき(六十五歳未満の扶助料を受ける妻又は子が六十五歳に達したときを除く)は、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、この法律施行の際六十五歳又は七十歳に達していたとしたならば、前二項の規定により改定年額となるべきであつた年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわな

4 前三項の規定は、昭和三十五年四月一日以後

に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。次条において同じ。）した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十三号附則第二条第三項又は第三条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

第三条 昭和三十五年四月一日以後に退職した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受ける者（前条第四項に規定する者を除く。）については、昭和四十三年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に關する法令（以下「旧給与法令」という。）がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者が旧給与法令の規定により受けるべきであつた普通恩給又は扶助料について法律第八十二号附則第二条第一号及び法律第八十三号附則第二条第一項第一号の規定を適用したとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者に並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前条第一項ただし書及び第三項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「第二項」とあるのは「前項」と読み替へるものとする。

第四条 前二条の規定による改定年額の計算について恩給法別表第四号表又は別表第五号表の規定を適用する場合においては、これらの表中、附則別表第七(イ)又は(ロ)の第一欄に掲げる額は、六十五歳未満の者（扶助料を受ける妻及び子を除く。）に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第二欄に掲げる額とし、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第三欄に掲げる額とし、七十歳以上の者に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第四欄に掲げる額とする。

2 扶助料に關する前二条の規定の適用については、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十五歳又は七十歳に達した日に、他の一人も六十五歳又は七十歳に達したものとみなす。

（公務員恩給に關する経過措置）
第五条 昭和四十三年九月三十日において現に増加恩給（第七項の増加恩給を除く。次項において同じ。）を受けている者については、同年十月分以降、その年額（恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改正後の同法別表第二号表の年額が従前の年額（恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわぬ。

2 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第六条 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第七条 昭和四十三年九月三十日において現に第七項の増加恩給を受けている者については、同年十月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する

る恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第四の年額が従前の年額（同法附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわぬ。

2 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第八条 昭和四十三年九月三十日において現に傷病年金を受けている者については、同年十月分以降、その年額（妻に係る加給の年額（法律第五十五号附則第三條の規定により同法による改正前の恩給法第六十五條ノ二第三項の規定の例によることとされた加給の年額に係るもの）及び法律第五十五号附則第二十二條の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十一号）附則第二條の規定による加給の年額をいう。以下この条において同じ。）を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が従前の年額（妻に係る加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわぬ。

2 前項の傷病年金を受ける者がこの法律施行後七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が従前の年額（妻に係る加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行なわぬ。

3 昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

（旧軍人等の恩給年額の改定）
第九条 昭和四十三年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十三年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する改正後の同法附則別表第六の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 附則第二条第三項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「前項」と、「前二項」とあるのは「前項ただし書」と読み替へるものとする。

3 附則第四条第二項の規定は、第一項及び前項において準用する附則第二条第三項の規定による扶助料の年額の改定について準用する。

（職権改定）
第十条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）
第十一条 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給に於いて改正前の恩給法第五十八條ノ四又は法律第八十三号附則第十四條の規定を適用した場合の支給年額を下ることとはない。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十三年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一一三、五〇〇円	一二三、八〇〇円
一一六、六〇〇円	一二七、二〇〇円
一一九、四〇〇円	一三〇、二〇〇円
一二三、二〇〇円	一三四、四〇〇円
一二五、五〇〇円	一三六、九〇〇円
一二九、九〇〇円	一四一、七〇〇円
一三六、二〇〇円	一四八、六〇〇円
一四二、八〇〇円	一五五、八〇〇円
一四九、三〇〇円	一六二、八〇〇円
一五六、〇〇〇円	一七〇、二〇〇円
一六二、五〇〇円	一七七、二〇〇円
一六九、一〇〇円	一八四、四〇〇円
一七三、四〇〇円	一八九、一〇〇円
一七七、五〇〇円	一九三、七〇〇円
一八二、四〇〇円	一九九、〇〇〇円
一八九、三〇〇円	二〇六、五〇〇円
一九五、一〇〇円	二一二、九〇〇円
二〇〇、八〇〇円	二一九、〇〇〇円
二〇七、五〇〇円	二二六、三〇〇円
二一四、三〇〇円	二三三、八〇〇円
二二一、七〇〇円	二四一、八〇〇円

二二九、一〇〇円	二五〇、〇〇〇円
二三八、五〇〇円	二六〇、二〇〇円
二四四、二〇〇円	二六六、四〇〇円
二五一、九〇〇円	二七四、八〇〇円
二五九、三〇〇円	二八二、八〇〇円
二七四、一〇〇円	二九九、〇〇〇円
二七八、〇〇〇円	三〇三、二〇〇円
二八九、二〇〇円	三一五、五〇〇円
三〇四、三〇〇円	三三一、九〇〇円
三二〇、九〇〇円	三五〇、〇〇〇円
三二九、三〇〇円	三五九、三〇〇円
三三七、四〇〇円	三六八、〇〇〇円
三四九、〇〇〇円	三八〇、八〇〇円
三五五、七〇〇円	三八八、一〇〇円
三七五、五〇〇円	四〇九、七〇〇円
三八五、三〇〇円	四二〇、四〇〇円
三九五、五〇〇円	四三一、四〇〇円
四一五、三〇〇円	四五三、〇〇〇円
四三五、二〇〇円	四七四、七〇〇円
四四〇、三〇〇円	四八〇、四〇〇円
四五六、七〇〇円	四九八、二〇〇円
四八〇、〇〇〇円	五二三、七〇〇円
五〇三、一〇〇円	五四八、九〇〇円
五一七、四〇〇円	五六四、五〇〇円
五三一、四〇〇円	五七九、七〇〇円
五五九、六〇〇円	六一〇、四〇〇円

五八七、八〇〇円	六四一、三〇〇円
五九三、五〇〇円	六四七、四〇〇円
六一五、九〇〇円	六七一、九〇〇円
六四四、二〇〇円	七〇二、七〇〇円
六七二、四〇〇円	七三三、六〇〇円
七〇〇、五〇〇円	七六四、二〇〇円
七一八、二〇〇円	七八三、五〇〇円
七三七、一〇〇円	八〇四、一〇〇円
七七三、五〇〇円	八四三、八〇〇円
八一〇、三〇〇円	八八三、九〇〇円
八二八、七〇〇円	九〇四、一〇〇円
八四六、七〇〇円	九三三、六〇〇円
八八三、一〇〇円	九六三、四〇〇円
八九九、八〇〇円	九八一、六〇〇円
九一九、六〇〇円	一、〇〇三、二〇〇円
九五六、一〇〇円	一、〇四三、〇〇〇円
九九五、八〇〇円	一、〇八六、四〇〇円
一、〇一六、三〇〇円	一、二〇八、七〇〇円
一、〇三五、七〇〇円	一、二二九、八〇〇円
一、〇五六、〇〇〇円	一、二五二、〇〇〇円
一、〇七五、六〇〇円	一、二七三、四〇〇円
一、二一五、三〇〇円	一、二二六、七〇〇円
一、二五五、〇〇〇円	一、二六〇、〇〇〇円
一、二七四、六〇〇円	一、二八一、四〇〇円
一、一九四、八〇〇円	一、三〇三、四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、一九四、八〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百二十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第二

(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額		仮定俸給年額
	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	
	三三六、二〇〇円	三三六、二〇〇円	三六六、七〇〇円
	四〇一、九〇〇円	四〇一、九〇〇円	四三八、五〇〇円
	四六七、七〇〇円	四六七、七〇〇円	五一〇、二〇〇円
	五四一、三〇〇円	五四一、三〇〇円	五九〇、五〇〇円
	六一五、〇〇〇円	六一五、〇〇〇円	六七〇、九〇〇円
	六八九、〇〇〇円	六八九、〇〇〇円	七五一、七〇〇円
	七六二、七〇〇円	七六二、七〇〇円	八三三、一〇〇円
	八三六、三〇〇円	八三六、三〇〇円	九一二、四〇〇円
	九九七、七〇〇円	九九七、七〇〇円	一、〇八八、四〇〇円
	一、〇四一、〇〇〇円	一、〇四一、〇〇〇円	一、二三五、七〇〇円
	一、〇八一、二〇〇円	一、〇八一、二〇〇円	一、二七九、五〇〇円
	一、一四〇、三〇〇円	一、一四〇、三〇〇円	一、二四三、九〇〇円
	一、二一三、三〇〇円	一、二一三、三〇〇円	一、三三三、六〇〇円
	一、三一四、五〇〇円	一、三一四、五〇〇円	一、四三四、〇〇〇円
	一、三八一、九〇〇円	一、三八一、九〇〇円	一、五〇七、六〇〇円
	一、四八三、〇〇〇円	一、四八三、〇〇〇円	一、六一七、八〇〇円
	一、八五三、七〇〇円	一、八五三、七〇〇円	二、〇二二、二〇〇円

(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
二四四、三〇〇円	二六六、五〇〇円

一、八五三、七〇〇円	二、〇二二、二〇〇円
一、四八三、〇〇〇円	一、六一七、八〇〇円
一、三八一、九〇〇円	一、五〇七、六〇〇円
一、三一四、五〇〇円	一、四三四、〇〇〇円
一、二二三、三〇〇円	一、三三三、六〇〇円
一、一九八、三〇〇円	一、三〇七、三〇〇円
一、一七六、〇〇〇円	一、二一九、二〇〇円
一、〇三七、三〇〇円	一、一三一、六〇〇円
九五七、〇〇〇円	一、〇四四、〇〇〇円
八八三、五〇〇円	九六三、八〇〇円
八二三、〇〇〇円	八九七、八〇〇円
七三七、八〇〇円	八〇四、八〇〇円
六八一、六〇〇円	七四三、五〇〇円
六六八、六〇〇円	七二九、四〇〇円
六一四、七〇〇円	六七〇、六〇〇円
五四〇、七〇〇円	五八九、八〇〇円
五〇四、八〇〇円	五五〇、七〇〇円
四四九、五〇〇円	四九〇、三〇〇円
四三五、一〇〇円	四七四、六〇〇円
三九二、〇〇〇円	四二七、七〇〇円
三五六、八〇〇円	三八九、三〇〇円
三二〇、三〇〇円	三四九、四〇〇円
三〇四、二〇〇円	三三一、八〇〇円
二七四、五〇〇円	二九九、四〇〇円
二五九、四〇〇円	二八三、〇〇〇円

附則別表第四

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一二三、八〇〇円	八、八〇〇円	一五、五〇〇円
一二七、二〇〇円	九、〇〇〇円	一五、九〇〇円
一三〇、二〇〇円	九、二〇〇円	一六、三〇〇円
一三四、四〇〇円	九、五〇〇円	一六、八〇〇円
一三六、九〇〇円	九、七〇〇円	一七、一〇〇円
一四一、七〇〇円	一〇、一〇〇円	一七、七〇〇円
一四八、六〇〇円	一〇、五〇〇円	一八、五〇〇円
一五五、八〇〇円	一一、〇〇〇円	一九、四〇〇円
一六二、八〇〇円	一一、六〇〇円	二〇、四〇〇円
一七〇、二〇〇円	一二、〇〇〇円	二二、二〇〇円
一七七、二〇〇円	一二、六〇〇円	二二、二〇〇円
一八四、四〇〇円	一三、一〇〇円	二三、一〇〇円
一八九、一〇〇円	一三、四〇〇円	二三、七〇〇円
一九三、七〇〇円	一三、七〇〇円	二四、二〇〇円
一九九、〇〇〇円	一四、一〇〇円	二四、八〇〇円
二〇六、五〇〇円	一四、六〇〇円	二五、八〇〇円
二二二、九〇〇円	一五、一〇〇円	二六、六〇〇円
二二九、〇〇〇円	一五、五〇〇円	二七、四〇〇円
二二六、三〇〇円	一六、一〇〇円	二八、三〇〇円
二三三、八〇〇円	一六、五〇〇円	二九、二〇〇円
二四一、八〇〇円	一七、一〇〇円	三〇、二〇〇円
二五〇、〇〇〇円	一七、七〇〇円	三一、二〇〇円
二六〇、二〇〇円	一八、四〇〇円	三二、五〇〇円
二六六、四〇〇円	一八、九〇〇円	三三、三〇〇円

二七四、八〇〇円	一九、五〇〇円	三四、四〇〇円
二八二、八〇〇円	二〇、一〇〇円	三五、四〇〇円
二九九、〇〇〇円	二一、二〇〇円	三七、四〇〇円
三〇三、二〇〇円	二一、五〇〇円	三七、九〇〇円
三一五、五〇〇円	二二、三〇〇円	三九、四〇〇円
三三一、九〇〇円	二三、五〇〇円	四一、五〇〇円
三五〇、〇〇〇円	二四、八〇〇円	四三、八〇〇円
三五九、三〇〇円	二五、四〇〇円	四四、九〇〇円
三六八、〇〇〇円	二六、一〇〇円	四六、〇〇〇円
三八〇、八〇〇円	二六、九〇〇円	四七、六〇〇円
三八八、一〇〇円	二七、五〇〇円	四八、五〇〇円
四〇九、七〇〇円	二九、〇〇〇円	五一、二〇〇円
四二〇、四〇〇円	二九、七〇〇円	五一、五〇〇円
四三一、四〇〇円	三〇、六〇〇円	五三、九〇〇円
四五三、〇〇〇円	三二、一〇〇円	五六、六〇〇円
四七四、七〇〇円	三三、六〇〇円	五九、四〇〇円
四八〇、四〇〇円	三四、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
四九八、二〇〇円	三五、三〇〇円	六二、三〇〇円
五二三、七〇〇円	三七、一〇〇円	六五、四〇〇円
五四八、九〇〇円	三八、九〇〇円	六八、六〇〇円
五六四、五〇〇円	四〇、〇〇〇円	七〇、五〇〇円
五七九、七〇〇円	四一、一〇〇円	七二、五〇〇円
六一〇、四〇〇円	四三、三〇〇円	七六、三〇〇円
六四一、三〇〇円	四五、四〇〇円	八〇、一〇〇円
六四七、四〇〇円	四五、九〇〇円	八〇、九〇〇円
六七一、九〇〇円	四七、六〇〇円	八四、〇〇〇円

七〇二、七〇〇円	四九、八〇〇円	八七、九〇〇円
七三三、六〇〇円	五一、九〇〇円	九一、七〇〇円
七六四、二〇〇円	五四、一〇〇円	九五、五〇〇円
七八三、五〇〇円	五五、五〇〇円	九七、九〇〇円
八〇四、一〇〇円	五七、〇〇〇円	一〇〇、五〇〇円
八四三、八〇〇円	五九、八〇〇円	一〇五、五〇〇円
八八三、九〇〇円	六二、六〇〇円	一一〇、五〇〇円
九〇四、一〇〇円	六四、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円
九二三、六〇〇円	六五、五〇〇円	一一五、五〇〇円
九六三、四〇〇円	六八、二〇〇円	一二〇、四〇〇円
九八一、六〇〇円	六九、五〇〇円	一二二、七〇〇円
一、〇〇三、二〇〇円	七一、一〇〇円	一二五、四〇〇円
一、〇四三、〇〇〇円	七三、九〇〇円	一三〇、四〇〇円
一、〇八六、四〇〇円	七六、九〇〇円	一三五、八〇〇円
一、一〇八、七〇〇円	七八、五〇〇円	一三八、六〇〇円
一、一二九、八〇〇円	八〇、〇〇〇円	一四一、二〇〇円
一、一五二、〇〇〇円	八一、六〇〇円	一四四、〇〇〇円
一、一七三、四〇〇円	八三、一〇〇円	一四六、六〇〇円
一、二一六、七〇〇円	八六、二〇〇円	一五二、一〇〇円
一、二六〇、〇〇〇円	八九、三〇〇円	一五七、五〇〇円
一、二八一、四〇〇円	九〇、七〇〇円	一六〇、一〇〇円
一、三〇三、四〇〇円	九二、四〇〇円	一六三、〇〇〇円

仮定俸給年額が一三三、八〇〇円未満の場合又は一、三〇三、四〇〇円をこえる場合においては、当該年額に対応する第一欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に百分の百二十八・五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）と仮定俸給年額との差額に相当する額とし、当該年額に対応する第二欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に百分の百三十五を乗じて得た額（その額に、五十円未満

の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。と仮定俸給年額との差額に相当する額とする。

附則別表第五

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
三六六、七〇〇円	二六、〇〇〇円	四五、九〇〇円
四三八、五〇〇円	三一、〇〇〇円	五四、八〇〇円
五一〇、二〇〇円	三六、二〇〇円	六三、八〇〇円
五九〇、五〇〇円	四一、八〇〇円	七三、八〇〇円
六七〇、九〇〇円	四七、五〇〇円	八三、九〇〇円
七五一、七〇〇円	五三、二〇〇円	九三、九〇〇円
八三一、一〇〇円	五八、九〇〇円	一〇四、〇〇〇円
九一二、四〇〇円	六四、六〇〇円	一一四、〇〇〇円
一、〇八八、四〇〇円	七七、一〇〇円	一二六、一〇〇円
一、一三五、七〇〇円	八〇、四〇〇円	一四一、九〇〇円
一、一七九、五〇〇円	八三、五〇〇円	一四七、四〇〇円
一、二四三、九〇〇円	八八、一〇〇円	一五五、五〇〇円
一、三三三、六〇〇円	九三、八〇〇円	一六五、五〇〇円
一、四三四、〇〇〇円	一〇一、六〇〇円	一七九、三〇〇円
一、五〇七、六〇〇円	一〇六、七〇〇円	一八八、四〇〇円
一、六一七、八〇〇円	一一四、六〇〇円	二〇二、三〇〇円
一、二〇二、二〇〇円	一二三、三〇〇円	二五二、八〇〇円

附則別表第六

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
二六六、五〇〇円	一八、九〇〇円	三三、三〇〇円
二八三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三五、三〇〇円
二九九、四〇〇円	二二、二〇〇円	三七、四〇〇円
三三一、八〇〇円	二三、五〇〇円	四一、五〇〇円

附則別表第七

(イ) 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料の場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六三六、八〇〇円	七六四、二〇〇円	八二八、三〇〇円	八五九、七〇〇円
二、〇二二、二〇〇円	一四三、三〇〇円	二五二、八〇〇円	
一、六一七、八〇〇円	一一四、六〇〇円	二〇二、三〇〇円	
一、五〇七、六〇〇円	一〇六、七〇〇円	一八八、四〇〇円	
一、四三四、〇〇〇円	一〇一、六〇〇円	一七九、三〇〇円	
一、三三三、六〇〇円	九三、八〇〇円	一六五、五〇〇円	
一、二一九、二〇〇円	八六、四〇〇円	一五二、四〇〇円	
一、一三一、六〇〇円	八〇、二〇〇円	一四一、五〇〇円	
一、〇四四、〇〇〇円	七四、〇〇〇円	一三〇、五〇〇円	
九六三、八〇〇円	六八、三〇〇円	一二〇、五〇〇円	
八九七、八〇〇円	六三、六〇〇円	一一二、三〇〇円	
八〇四、八〇〇円	五七、〇〇〇円	一〇〇、六〇〇円	
七四三、五〇〇円	五二、七〇〇円	九三、〇〇〇円	
七二九、四〇〇円	五一、六〇〇円	九一、一〇〇円	
六七〇、六〇〇円	四七、五〇〇円	八三、八〇〇円	
五八九、八〇〇円	四一、八〇〇円	七三、七〇〇円	
五五〇、七〇〇円	三九、〇〇〇円	六八、八〇〇円	
四九〇、三〇〇円	三四、八〇〇円	六一、三〇〇円	
四七四、六〇〇円	三三、六〇〇円	五九、三〇〇円	
四二七、七〇〇円	三〇、三〇〇円	五三、四〇〇円	
三八九、三〇〇円	二七、六〇〇円	四八、六〇〇円	
三四九、四〇〇円	二四、八〇〇円	四三、七〇〇円	

五八五、六〇〇円	七〇二、七〇〇円	七五二、五〇〇円	七九〇、六〇〇円
五五九、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円	七五五、九〇〇円
五三九、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円	七二八、三〇〇円
三七七、五〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円	五〇九、六〇〇円
三五九、五〇〇円	四三一、四〇〇円	四六二、〇〇〇円	四八五、三〇〇円
三二三、四〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円	四三六、六〇〇円
二六二、九〇〇円	三三三、五〇〇円	三三七、八〇〇円	三五四、九〇〇円
二五二、七〇〇円	三〇三、二〇〇円	三二四、七〇〇円	三四一、一〇〇円
二三五、七〇〇円	二八二、八〇〇円	三〇二、九〇〇円	三一八、二〇〇円
二二九、〇〇〇円	二七四、八〇〇円	二九四、三〇〇円	三〇九、二〇〇円
二二二、〇〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円	二九七、七〇〇円
一九四、八〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円	二六三、〇〇〇円
一七二、一〇〇円	二〇六、五〇〇円	二二一、一〇〇円	二二三、三〇〇円
一六五、八〇〇円	一九九、〇〇〇円	二二三、一〇〇円	二二三、八〇〇円
一六一、四〇〇円	一九三、七〇〇円	二〇七、四〇〇円	二二七、九〇〇円
一五七、六〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇二、五〇〇円	二二二、八〇〇円
一五三、七〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円	二〇七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円	一九九、四〇〇円
一四一、八〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円	一九一、四〇〇円
一二九、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円	一七五、二〇〇円
九三、四五七円	一一一、一七八円	一二〇、〇九六円	一二六、一四四円

(四) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料の場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六三六、八〇〇円	七六四、二〇〇円	八一八、三〇〇円	八五九、七〇〇円
五八五、六〇〇円	七〇二、七〇〇円	七五二、五〇〇円	七九〇、六〇〇円
五五九、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円	七五五、九〇〇円

五三九、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円	七二八、三〇〇円
三七七、五〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円	五〇九、六〇〇円
三二三、四〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円	四三六、六〇〇円
三〇六、七〇〇円	三六八、〇〇〇円	三九四、一〇〇円	四一四、〇〇〇円
二五二、七〇〇円	三〇三、二〇〇円	三三四、七〇〇円	三四一、一〇〇円
二三三、五〇〇円	二八二、八〇〇円	三〇二、九〇〇円	三一八、二〇〇円
二二二、〇〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円	二九七、七〇〇円
二〇八、三〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二六七、七〇〇円	二八一、二〇〇円
一九四、八〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円	二六三、〇〇〇円
一八八、六〇〇円	二二六、三〇〇円	二四二、四〇〇円	二五四、六〇〇円
一七七、四〇〇円	二二一、九〇〇円	二二八、〇〇〇円	二三九、五〇〇円
一五七、六〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇二、五〇〇円	二二二、八〇〇円
一五三、七〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円	二〇七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円	一九九、四〇〇円
一四一、八〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円	一九一、四〇〇円
一二九、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円	一七五、二〇〇円
五六、〇三二円	六七、二五五円	七二、〇〇二円	七五、六二八円

四月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願(第三二七五号)

一、公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願(第三二六八号)(第三二六九号)(第三二七〇号)(第三二七一号)(第三二七二号)(第三二七三号)(第三二七四号)(第三二七五号)(第三二七六号)(第三二七八号)(第三二八二号)(第三二八三号)(第三二八四号)

一、行政職俸給表(白)等適用公務員労働者に対する賃金等の差別撤廃等に関する請願(第三二七七号)(第三二七八号)(第三二七九号)(第三二八〇号)

一、元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(第三二九四号)

第三二七五号 昭和四十三年三月二十二日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願
請願者 青森市長島一 青森県建設技術協会
内 寺阪勝外五千三百三十五名

紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第三二六八号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 岡山県上道郡上道町砂場二六六
岡省吾外三十六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二六九号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 東京都中野区中央二ノ五ノ一五
木本美喜子外十五名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二七〇号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 山口県岩国市大字下五五一 平中
重義外二百四十名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二七一号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 島根県大田市大田町大田 伊藤三
十外六名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二七二号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 島根県出雲市天神町八〇六 坂本
君恵外百三十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二七三号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 京都市左京区松ヶ崎東町二一 村
田憲生外百五十六名

紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二七四号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 徳島市大原町金慶三八ノ二一 板
東志津夫外六十二名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二七五号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 山形県米沢市桜木町一ノ四一 田
中雄二外九十一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二七六号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 山梨県甲府市相生一ノ六ノ一八
渡辺喜綱外百四十名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二七八号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 福井市花堂町中坂二四 田中登美
栄外百三十二名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

請願者 佐賀市大財一ノ一ノ一八 深沢ナ
ホ子外百四十一名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二八三三号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 福島県相馬市川原町二一九 飯塚
由利江外百十八名

紹介議員 大河原 一夫君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二八四号 昭和四十三年三月二十七日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 札幌市北二十八条西五丁目 吉本
田鶴子外四十五名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三二七七号 昭和四十三年三月二十七日受理
行政職俸給表(二)等適用公務員労働者に対する賃金
等の差別撤廃等に関する請願
請願者 徳島県小松島市新港三一 井上庸
外四十八名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第三二七八号 昭和四十三年三月二十七日受理
行政職俸給表(二)等適用公務員労働者に対する賃金
等の差別撤廃等に関する請願
請願者 宮城県仙台市向山四ノ八ノ八 佐
藤こと外八十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

請願者 秋田市牛島東六ノ一ノ一一 佐々
木芳子外四十九名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第三二八〇号 昭和四十三年三月二十七日受理
行政職俸給表(二)等適用公務員労働者に対する賃金
等の差別撤廃等に関する請願
請願者 石川県金沢市千日町一七一 近藤
治幸外百四名

紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第二三九二号と同じである。

第三二九四号 昭和四十三年三月二十八日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に
関する請願
請願者 大分県竹田市大字下坂田一、一八
一ノ一 多治見亥寅

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

昭和四十三年四月十五日印刷

昭和四十三年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局